

新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 小切手の振出等」を「第4節 小切手の振出し等」に改める。

第20条第2項及び第3項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第22条第1項中「並びに」を「及び」に改める。

第31条中「本配付」を「本配布」に、「再配付」を「再配布」に改める。

第38条中「若しくは」を「又は」に改める。

第39条中「既に」を「、既に」に改める。

第40条第1項中「うえ」を「上」に改める。

第43条第1項第4号中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「第4号」を「同項第4号」に、「第5号」を「同項第5号」に改める。

第49条第3項、第54条第1項、第72条第3項中「うえ」を「上」に改める。

第78条第2項中「買入」を「買入れ」に改める。

第85条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第4節の節名中「小切手の振出等」を「小切手の振出し等」に改める。

第86条中「明りょう」を「明瞭」に改める。

第86条第5項中「すべて」を「全て」に改める。

第87条第1項中「うえ」を「上」に改める。

第93条中「引き換え」を「引換え」に改める。

第100条中「平成」を「昭和」に改める。

第101条中「見積る入札金額」を「見積もる入札金額」に改める。

第101条第2号中「すべて」を「全て」に改める。

第102条第3項及び第106条第1項中「うえ」を「上」に改める。

第114条第3号を次のように改める。

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けた者（以下「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から買入れる契約又は当該障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約をするとき。

第114条中第9号を第12号とし、第5号から第8号までを3号ずつ繰り下げ、同条第4号中「施行規則第12条の3の2の定めるところ」を「総務省令で定めるところ」に、「普通地方公共団体の長」を「広域連合長」に、「買入れる契約」を「当該認定を受けた者から買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図るものとして総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約」に改め、同号を同条第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター又はこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約をするとき。
- (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体又はこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約をするとき。
- (6) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を当該施設から買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品を当該施設から買入れる契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けるこ

とが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。

第115条第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

第122条第2項第3号中「すべて」を「全て」に改める。

第124条第1項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第129条第2項中「第1号」を「同項第1号」に、「第5号」を「同項第5号」に、「第6号」を「同項第6号」に改める。

第129条第3項を削る。

第132条第1項中「借入」を「借入れ」に改める。

第148条第2号中「二輪自動車」を「2輪自動車」に改める。

第159条中「ちょう付」を「貼付」に改める。

第176条見出し中「事務引継ぎ」を「事務引継」に改め、同条第1項中「、令第125条」を削り、同上第2項中「事務引継ぎ」を「事務引継」に改める。

第183条中「法第243条の2第1項後段」を「法第243条の2の2第1項後段」に改める。

第184条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第2中「貸付を要する額」を「貸付けを要する額」に、「積立てようとする額」を「積み立てようとする額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第115条の改正規程は令和7年4月1日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改める規則

新旧対照表

新	旧
○新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則 平成19年3月1日 規則第17号 目次 第1章～第3章（略） 第4章 支出 第1節～第3節（略） <u>第4節 小切手の振出し等</u>（第86条―第93条） 第5節（略） 第5章～附則（略） （予算執行の制限） 第20条（略） 2 事務局長は、歳出予算のうち、財源の全部又は一部に国庫支出金、県支出金及び地方債その他特定の収入を充てるものは、その収入が確定した後でなければ執行することはできない。ただし、特定財源の収	○新潟県後期高齢者医療広域連合財務規則 平成19年3月1日 規則第17号 目次 第1章～第3章（略） 第4章 支出 第1節～第3節（略） <u>第4節 小切手の振出 等</u>（第86条―第93条） 第5節（略） 第5章～附則（略） （予算執行の制限） 第20条（略） 2 事務局長は、歳出予算のうち、財源の全部又は一部に国庫支出金、県支出金及び地方債その他特定の収入を充てるものは、その収入が確定した後でなければ執行することはできない。ただし、特定財源の収

入が確実に見込まれるとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 3 前項の収入が予算額より減少したとき、又は減少する見込みがあるときは、当該減少した財源又は減少する見込みの財源に相当する歳出予算を執行してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(経費執行伺の形式)

第22条 経費執行伺は、経費執行伺書により行うものとする。ただし、前条第2項により経費執行伺を省略することができる場合及び支出負担行為として整理する時期が別表第2に規定する支出決定のときとなっている経費については、支出負担行為兼支出命令書によることができる。

2 (略)

(継続費及び債務負担行為についての準用)

第31条 第17条から第20条まで及び第23条から第25条までの規定は、継続費及び債務負担行為の執行について準用する。この場合において、「本配付」とあるのは「本配布」と、「再配付」とあるのは「再配布」と読み替えるものとする。

(分納金の調定)

第38条 予算執行職員は、令第171条の6に定める履行延期の特約又は処分により分割納付を認めたものについては、分割納付分について第35条の規定に準じて手続をしなければならない。

入が確実に見込まれるとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

- 3 前項の収入が予算額より減少したとき、又は減少する見込みがあるときは、当該減少した財源又は減少する見込みの財源に相当する歳出予算を執行してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

(経費執行伺の形式)

第22条 経費執行伺は、経費執行伺書により行うものとする。ただし、前条第2項により経費執行伺を省略することができる場合並びに支出負担行為として整理する時期が別表第2に規定する支出決定のときとなっている経費については、支出負担行為兼支出命令書によることができる。

2 (略)

(継続費及び債務負担行為についての準用)

第31条 第17条から第20条まで及び第23条から第25条までの規定は、継続費及び債務負担行為の執行について準用する。この場合において、「本配付」とあるのは「本配付」と、「再配付」とあるのは「再配付」と読み替えるものとする。

(分納金の調定)

第38条 予算執行職員は、令第171条の6に定める履行延期の特約若しくは処分により分割納付を認めたものについては、分割納付分について第35条の規定に準じて手続をしなければならない。

2 (略)

(返納金の調定)

第39条 過誤払金等の返納命令の規定により返納通知を発した支出の返納金で出納閉鎖時期までに戻入を終わらないものがあるときは、その年度の歳出の出納閉鎖期日の翌日をもってその返納に係る金額を現年度の歳入に組み入れる調定をしなければならない。この場合において、既に発行した返納通知書は、納入通知書とみなす。

(支払未済繰越金の調定)

第40条 会計管理者は、指定金融機関から令第165条の6に基づく報告があったときは、支出命令書等と照合の上、歳入に組み入れ、又は納付する旨を速やかに予算執行職員に通知しなければならない。

2 (略)

(納入通知書等の変更)

第43条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 納入通知書等又は返納通知書等を亡失又は毀損したとき。

(5) (略)

2 前項第1号及び第3号に係るものについては「変更」と、同項第4号に係るものについては「再発行」と、同項第5号に係るものについては「保証人用」とそれぞれ朱書しなければならない。

(収入金の整理)

2 (略)

(返納金の調定)

第39条 過誤払金等の返納命令の規定により返納通知を発した支出の返納金で出納閉鎖時期までに戻入を終わらないものがあるときは、その年度の歳出の出納閉鎖期日の翌日をもってその返納に係る金額を現年度の歳入に組み入れる調定をしなければならない。この場合において、既に発行した返納通知書は、納入通知書とみなす。

(支払未済繰越金の調定)

第40条 会計管理者は、指定金融機関から令第165条の6に基づく報告があったときは、支出命令書等と照合のうえ、歳入に組み入れ、又は納付する旨を速やかに予算執行職員に通知しなければならない。

2 (略)

(納入通知書等の変更)

第43条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 納入通知書等又は返納通知書等を亡失又はき損したとき。

(5) (略)

2 前項第1号及び第3号に係るものについては「変更」と、第4号に係るものについては「再発行」と、第5号に係るものについては「保証人用」とそれぞれ朱書しなければならない。

(収入金の整理)

第49条 (略)

2 (略)

3 予算執行職員は、前項の通知を受けたときは、直ちにこれを確認の上、仕訳表を作成し、会計管理者に送付し、直ちに歳入簿に収入日付印を押印し、整理しなければならない。

4 (略)

(歳入の徴収又は収納の委託)

第54条 予算執行職員は、令第158条第1項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、歳入の名称、事務の範囲その他必要な事項を記載した委託契約書案を添付して、あらかじめ会計管理者と協議の上、広域連合長の決裁を受けなければならない。

2～6 (略)

(資金前渡の精算)

第72条 (略)

2 (略)

3 予算執行職員は、精算書の提出を受けたときは、その内容を調査し、確認の上、直ちに会計管理者に送付しなければならない。

4 (略)

(部分払)

第78条 (略)

第49条 (略)

2 (略)

3 予算執行職員は、前項の通知を受けたときは、直ちにこれを確認のうえ、仕訳表を作成し、会計管理者に送付し、直ちに歳入簿に収入日付印を押印し、整理しなければならない。

4 (略)

(歳入の徴収又は収納の委託)

第54条 予算執行職員は、令第158条第1項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、歳入の名称、事務の範囲その他必要な事項を記載した委託契約書案を添付して、あらかじめ会計管理者と協議のうえ、広域連合長の決裁を受けなければならない。

2～6 (略)

(資金前渡の精算)

第72条 (略)

2 (略)

3 予算執行職員は、精算書の提出を受けたときは、その内容を調査し、確認のうえ、直ちに会計管理者に送付しなければならない。

4 (略)

(部分払)

第78条 (略)

2 部分払の契約をしようとする場合においては、工事及び製造にあつては当該工事及び製造の既済部分に係る対価の10分の9、物品その他の買入れにあつては当該物品その他の既納部分に係る対価の10分の10以内としなければならない。ただし、当該部分払を行うものについて前金払の契約がある場合は、最終支払以外の支払のときは、当該前金払の額に既済部分又は既納部分の出来高歩合を乗じて得た金額を、最終支払のときは当該前金払の額を控除するものとして契約しなければならない。

3・4 (略)

(支出事務の委託及び資金の精算)

第85条 (略)

2 予算執行職員は、前項の規定による委託資金精算書の提出を受けたときは、これを精査の上速やかに会計管理者に送付しなければならない。

第4節 小切手の振出し等

(小切手の記載等)

第86条 会計管理者は、小切手用紙への記載及び押印を正確明瞭にし、券面金額はアラビア数字を用い、チェックライター等により印字しなければならない。

2～4 (略)

5 小切手の記載事項は、全て訂正してはならない。

6・7 (略)

2 部分払の契約をしようとする場合においては、工事及び製造にあつては当該工事及び製造の既済部分に係る対価の10分の9、物品その他の買入にあつては当該物品その他の既納部分に係る対価の10分の10以内としなければならない。ただし、当該部分払を行うものについて前金払の契約がある場合は、最終支払以外の支払のときは、当該前金払の額に既済部分又は既納部分の出来高歩合を乗じて得た金額を、最終支払のときは当該前金払の額を控除するものとして契約しなければならない。

3・4 (略)

(支出事務の委託及び資金の精算)

第85条 (略)

2 予算執行職員は、前項の規定による委託資金精算書の提出を受けたときは、これを精査のうえ速やかに会計管理者に送付しなければならない。

第4節 小切手の振出 等

(小切手の記載等)

第86条 会計管理者は、小切手用紙への記載及び押印を正確明りょうにし、券面金額はアラビア数字を用い、チェックライター等により印字しなければならない。

2～4 (略)

5 小切手の記載事項は、すべて訂正してはならない。

6・7 (略)

(小切手の交付)

第87条 小切手は、当該小切手の受取人が正当な受領権限を有する者であることを確認した上でなければ、これを交付してはならない。

2・3 (略)

(不用小切手用紙及び原符の整理)

第93条 会計管理者は、使用小切手帳が不用となったときは、当該小切手帳の未使用用紙を速やかに指定金融機関へ返戻し、引換えに未使用小切手受領証書を受け取り、当該小切手帳から振り出した小切手振出済通知書の原符とともに5年間保管しなければならない。

(一般競争入札の公告)

第100条 一般競争入札を行う場合は、入札期日の10日(建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の定めるところによる。)前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1)～(9) (略)

(入札保証金)

第101条 広域連合長は、一般競争入札を行う場合は、これに参加しようとする者(以下「入札者」という。)に対し、その者が見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) (略)

(小切手の交付)

第87条 小切手は、当該小切手の受取人が正当な受領権限を有する者であることを確認したうえでなければ、これを交付してはならない。

2・3 (略)

(不用小切手用紙及び原符の整理)

第93条 会計管理者は、使用小切手帳が不用となったときは、当該小切手帳の未使用用紙を速やかに指定金融機関へ返戻し、引き換えに未使用小切手受領証書を受け取り、当該小切手帳から振り出した小切手振出済通知書の原符とともに5年間保管しなければならない。

(一般競争入札の公告)

第100条 一般競争入札を行う場合は、入札期日の10日(建設工事については、建設業法(平成24年法律第100号)第19条の定めるところによる。)前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1)～(9) (略)

(入札保証金)

第101条 広域連合長は、一般競争入札を行う場合は、これに参加しようとする者(以下「入札者」という。)に対し、その者が見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) (略)

(2) 第99条に基づき広域連合長が定める資格を有し、過去2年間に国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を3回（工事又は製造に係る契約で契約金額が1,000万円以上のものについては2回）以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（保証金に代わる担保）

第102条 （略）

(1)～(5) （略）

2 （略）

3 第1項第4号の手形が入札保証金に代わる担保として提供された場合において、契約締結前に当該手形の提示期間が経過することになるときは、会計管理者は、当該手形の取立てをし、現金化した上で指定金融機関に払い込まなければならない。

4・5 （略）

（入札）

第106条 一般競争入札は、入札書に必要事項を記入し、記名押印の上、入札日時までに入札場所へ直接提出しなければならない。

2～5 （略）

第3節 随意契約及び競り売り

（随意契約）

(2) 第99条に基づき広域連合長が定める資格を有し、過去2年間に国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を3回（工事又は製造に係る契約で契約金額が1,000万円以上のものについては2回）以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（保証金に代わる担保）

第102条 （略）

(1)～(5) （略）

2 （略）

3 第1項第4号の手形が入札保証金に代わる担保として提供された場合において、契約締結前に当該手形の提示期間が経過することになるときは、会計管理者は、当該手形の取立てをし、現金化したうえで指定金融機関に払い込まなければならない。

4・5 （略）

（入札）

第106条 一般競争入札は、入札書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、入札日時までに入札場所へ直接提出しなければならない。

2～5 （略）

第3節 随意契約及び競り売り

（随意契約）

第114条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業 (同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。) を行う施設若しくは小規模作業所 (障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。) 若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けた者 (以下「障害者支援施設等」という。) において製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約又は当該障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約をするとき。

(4) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和46年法律第68号) 第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第

第114条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第29条に規定する身体障害者更生施設若しくは同法第31条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設若しくは同条第5項に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第21条の6に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設若しくは小規模作業所 (障害者基本法 (昭和45年法律第84号) 第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。) において製作された物品を買い入れる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和46年法律第68号) 第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) 第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から受ける契約をするとき。

2項に規定するシルバー人材センター又はこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けた者から役務の提供を受ける契約をするとき。

(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体又はこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から受ける契約をするとき。

(6) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を当該施設から買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けたものに限る。）において製作された物品を当該施設から買い入れる契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用され

る者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から受ける契約をするとき。

(7) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図るものとして総務省令で定めるところにより広域連合長の認定を受けた者から新役務の提供を受ける契約をするとき。

(8) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(9) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(10) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(11) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(12) 落札者が契約を締結しないとき。

(随意契約ができる予定価格の額)

第115条 (略)

(1) 工事又は製造の請負 200万円

(2) 財産の買入れ 150万円

(3) 物件の借入れ 80万円

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として施行規則第12条の3の2の定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約

_____をす
_____るとき。

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(9) 落札者が契約を締結しないとき。

(随意契約ができる予定価格の額)

第115条 (略)

(1) 工事又は製造の請負 130万円

(2) 財産の買入れ 80万円

(3) 物件の借入れ 40万円

(4) 財産の売払い 50万円

(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(契約保証金)

第122条 (略)

2 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 令第167条の5第1項及び令第167条の11第2項の規定により定められた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を3回（工事又は製造に係る契約で契約金額が1,000万円以上のものについては2回）以上締結し、これらを全て誠実に履行しており、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(7) (略)

3 (略)

第5節 契約の履行

(監督、検査及び確認)

第124条 広域連合長は、契約の履行の確保又は給付の完了を確認するため、自ら又は職員に命じ、若しくは令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して、必要な監督及び検査をしなければならない。

(4) 財産の売払い 30万円

(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(契約保証金)

第122条 (略)

2 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 令第167条の5第1項及び令第167条の11第2項の規定により定められた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国（公社又は公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を3回（工事又は製造に係る契約で契約金額が1,000万円以上のものについては2回）以上締結し、これらをすべて誠実に履行しており、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)～(7) (略)

3 (略)

第5節 契約の履行

(監督、検査及び確認)

第124条 広域連合長は、契約の履行の確保又は給付の完了を確認するため、自ら又は職員に命じ、若しくは令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して、必要な監督及び検査をしなければならない。

ただし、広域連合長が契約の履行について監督をする必要がないと認めたときは、この限りでない。

2～4 （略）

（代金前納の原則）

第129条 （略）

（1）～（6） （略）

2 前項各号の規定に該当して、その引渡し又は登記若しくは登録後に代金又は貸付料を納入させる場合、その延納にかかわる期間は、同項第1号から同項第5号までについては1年、同項第6号に掲げるときについては6か月をそれぞれ限度とする。

（削る）

（一時借入金）

第132条 広域連合長は、一時借入金の借入れをしようとするときは、借入申込書を作成して借入先に送付し、その承諾を得るものとする。

2～4 （略）

（財産に関する調書）

第148条 （略）

（1） （略）

（2） 自動車（2輪自動車を除く。）

（備品の標示）

第159条 各課長は、管理する備品に備品番号その他必要事項を標示した

ただし、広域連合長が契約の履行について監督をする必要がないと認めたときは、この限りではない。

2～4 （略）

（代金前納の原則）

第129条 （略）

（1）～（6） （略）

2 前項各号の規定に該当して、その引渡し又は登記若しくは登録後に代金又は貸付料を納入させる場合、その延納にかかわる期間は、第1号から第5号までについては1年、第6号に掲げるときについては6か月をそれぞれ限度とする。

3 令第169条の4第2項本文の規定は、第1項第5号の場合に準用する。

（一時借入金）

第132条 広域連合長は、一時借入金の借入をしようとするときは、借入申込書を作成して借入先に送付し、その承諾を得るものとする。

2～4 （略）

（財産に関する調書）

第148条 （略）

（1） （略）

（2） 自動車（二輪自動車を除く。）

（備品の標示）

第159条 各課長は、管理する備品に備品番号その他必要事項を標示した

物品ラベルを見やすい箇所に貼付 _____ しなければならない。

(出納員等の事務引継)

第176条 出納員等に交替があったときは、前任者は発令の日から7日以内にその担任する事務を令第124条 _____ 及び令第128条の規定に準じて、後任者に引き継がなければならない。

2 前項の規定による者が、死亡、疾病その他の事故により自ら事務引継 をなし得ないときは、広域連合長の命じた職員が引継ぎの手続をしなければならない。

3 (略)

(賠償責任のある補助職員の指定)

第183条 法第243条の2の2第1項後段の規定による事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。

(1)～(4) (略)

第13章 雑則

(証拠書類の種類)

第184条 (略)

(1)～(7) (略)

2 前項の書類は、全て 原本でなければならない。

附 則

別表第2 (第21条から第24条、第26条、第62条関係)

物品ラベルを見やすい箇所にちょう付 しなければならない。

(出納員等の事務引継ぎ)

第176条 出納員等に交替があったときは、前任者は発令の日から7日以内にその担任する事務を令第124条、令第125条及び令第128条の規定に準じて、後任者に引き継がなければならない。

2 前項の規定による者が、死亡、疾病その他の事故により自ら事務引継ぎ をなし得ないときは、広域連合長の命じた職員が引継ぎの手続をしなければならない。

3 (略)

(賠償責任のある補助職員の指定)

第183条 法第243条の2第1項後段 _____ の規定による事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。

(1)～(4) (略)

第13章 雑則

(証拠書類の種類)

第184条 (略)

(1)～(7) (略)

2 前項の書類は、すべて 原本でなければならない。

附 則

別表第2 (第21条から第24条、第26条、第62条関係)

支出負担行為整理区分表

節	区分	支出負担行為整理区分		
		支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類
1～19	(略)	(略)	(略)	(略)
20	貸付金	貸付決定のとき	<u>貸付けを要する額</u>	申請書、契約書、確約書
21～23	(略)	(略)	(略)	(略)
24	積立金	積立て決定のとき	<u>積み立てようとする額</u>	計算書
25～27	(略)	(略)	(略)	(略)

支出負担行為整理区分表

節	区分	支出負担行為整理区分		
		支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類
1～19	(略)	(略)	(略)	(略)
20	貸付金	貸付決定のとき	<u>貸付を要する額</u>	申請書、契約書、確約書
21～23	(略)	(略)	(略)	(略)
24	積立金	積立て決定のとき	<u>積み立てようとする額</u>	計算書
25～27	(略)	(略)	(略)	(略)